

令和8年度 就学援助制度についてのお知らせ

1 就学援助制度とは

経済的な理由により児童生徒の就学にお困りの保護者の方に 学習に必要な費用(詳細は裏面の「就学援助費支給明細表」をご覧ください)の一部を援助する制度です。

※学校徴収金を免除する制度ではありません。

2 申請できる方(審査の対象となるかた)

下記の項目に該当する方を 審査の対象者としてします。

- (1) 生活保護を受けているかた
- (2) 生活保護の停止または廃止になったかた
- (3) 市民税が非課税又は減免されているかた
- (4) 国民年金保険料の免除を受けているかた
- (5) 国民健康保険料の減免または猶予を受けているかた
- (6) 児童扶養手当の支給を受けているかた(※児童手当とは違います)
- (7) 特別支援教育就学奨励費の申請をしたかた
- (8) 生活状況の悪化により再申請をするかた
- (9) その他の事情で経済的に困っているかた

3 援助を受けることができる方

市内に居住し、大館市立小・中学校または秋田県立中学校に在学する児童生徒の保護者で 生活保護を受けている方(要保護者)、生活保護は受けていないが それに準ずる程度に困っていると認められた方(準要保護者)です。準要保護者の認定に当たっては、その家庭(世帯)の総収入(所得)状況と、別に定める生活保護基準とを比較し決定します。

4 申請の方法

- (1) 「就学援助費受給申請書兼同意書」の同意書欄をよくお読みになり、同意の上で太枠内を記入し、対象児童生徒が通う学校へ提出してください。
なお、令和7年分の申告をされていない場合は、受給者の認定審査に必要な総収入(所得)状況が確認できないため、認定されません。(世帯全員の申告が必要です。)
※申請用紙を紛失された方は、学校(担任か事務職員)へ連絡してください。教育委員会内にも申請用紙を用意してあります。
- (2) 振込先口座がゆうちょ銀行の場合は、支店番号、口座番号がわかる通帳の写し等を添付してください。

5 申請期間

当初申請期間…令和8年4月13日～令和8年5月12日

※当初申請期間内に申請(学校へ提出)し認定された場合、認定月日は「4月1日」となります。

追加申請期間…令和8年5月13日～令和9年2月26日

※年度途中での申請も受け付けておりますが、認定された場合の認定月日は 申請(学校へ提出)した日の翌月1日 となります。

◎認定月日により、援助費目・援助金額が異なりますのでご注意ください。

6 お問い合わせ先

大館市教育委員会 学校教育課 電話 43-7112

令和8年度 就学援助費支給明細表

(大館市立学校用)

【要保護者(要保護児童生徒)用】

No.	援助費目	小学校	中学校	対象学年	援助費支給予定月
1	修学旅行費 (認定期間実施分)	22,690円	60,910円	小・中学校	7月中旬(4~6月実施者) 12月中旬(7~11月実施者) 3月中旬(12~3月実施者)
		(上記金額を上限とする)		実施学年	
2	医療費 (医療券有効期限内治療分)	治療費の窓口負担分		小・中学校 全学年	医療券を発行 (発行予定日 6月2日) ※下記の疾病のみ対象

※医療券で治療できる疾病(学校保健安全法施行令第8条に定める疾病)

う歯(むし歯)、慢性副鼻腔炎(ちくのう症)、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、アデノイド、白癬(はくせん)疥癬(かいせん)、膿痂疹(のうかしん)、トラコーマ

【準要保護者(準要保護児童生徒)用】

No.	援助費目	小学校	中学校	対象学年	援助費支給予定月
1	学用品費 (4月1日認定者のみ)	11,630円	22,730円	小・中学校 全学年	7月中旬
2	新入学児童生徒学用品費	64,300円	81,000円	小学校(※1)・・・ 4月1日認定者の1年生	小学校 7月中旬
				中学校(※2)・・・ (1)3月支給時認定者の小学校6年生 (2)4月1日認定者の中学校1年生	中学校 (1)3月支給時認定者の小学校6年生・・・3月中旬 (2)4月1日認定者の中学校1年生・・・7月中旬
3	通学用品費 (4月1日認定者のみ)	2,270円	2,270円	小学校 2~6年 中学校 2~3年	7月中旬
4	学校給食費 (認定期間中)	学校給食費(実費負担分)		小・中学校 全学年	第1回(7月中旬) 第2回(12月中旬) 第3回(3月中旬)
5	修学旅行費 (認定期間実施分)	22,690円	60,910円	小・中学校 実施学年	7月中旬(4~6月実施者) 12月中旬(7~11月実施者) 3月中旬(12~3月実施者)
		(上記金額を上限とする)			
6	体育実技用具費(スキー) (認定期間中の対象者)	26,500円	保護者実費負担額 (上記金額を上限とする)	小学校	2月上旬
		対象者			
7	医療費 (医療券有効期限内治療分)	治療費の窓口負担分		小・中学校 全学年	医療券を発行 (発行予定日 7月1日) ※下記の疾病のみ対象

※1 小学校の新入学児童生徒学用品費は、新入学児童学用品費(小学校入学前支給分)の支給を受けている場合は支給対象となりません。

※2 中学校の新入学児童生徒学用品費は今年度3月支給時期認定者の小学校6年生が支給対象となります。また、4月1日認定者の中学校1年生で、小学校6年生時に新入学児童生徒学用品費(中学校1年生分)の支給を受けていない場合は、中学校の新入学児童生徒学用品費の支給対象となります。

※医療券で治療できる疾病(学校保健安全法施行令第8条に定める疾病)

う歯(むし歯)、慢性副鼻腔炎(ちくのう症)、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、アデノイド、白癬(はくせん)疥癬(かいせん)、膿痂疹(のうかしん)、トラコーマ

<学校給食費について>

第1回支給は4月~6月分、第2回支給は7月~11月分、第3回支給は12月~3月分までの給食食数に応じた保護者負担分が支給されます。

<体育実技用具費(スキー)について>

スキー授業を正課としている小学校に在学している児童が対象で、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費受給者のうち小学校1年~3年生の間に1回、4年~6年生の間に1回、援助を受けることができます。

レンタル費用は対象外。